

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年9月8日

【会社名】 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

【英訳名】 Future Venture Capital CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本 直人

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 赤松 典昭

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 赤松 典昭

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第8回新株予約権)  
その他の者に対する割当 30,175,000円  
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)  
2,990,875,000円  
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。  
また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,775,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	30,175,000円
発行価格	新株予約権1個につき17円 (新株予約権の目的である株式1株につき17円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年9月26日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
払込期日	平成28年9月26日(月)
割当日	平成28年9月26日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 京都支店

- (注) 1. 第8回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)については、平成28年9月8日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の募集に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権の第三者割当契約(以下、「本契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,775,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 本新株予約権の行使価額は、割当日以降、割当日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日)(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。)(但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>(2) 前項の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が3,706円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>(3) 「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初2,779円とし、「下限行使価額」は当初927円とする。上限行使価額(ターゲット価格)及び下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限及び上限 「下限行使価額」は当初927円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初2,779円とするが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。但し、上限行使価額(ターゲット価格)及び上限撤回価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,775,000株(発行済株式総数に対する割合は24.98%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 1,675,600,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p>
--------------------------	---

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は1,775,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,668円とする(以下、「当初行使価額」という。))。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、割当日以降、割当日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。))を上回る場合、上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。))を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。</p> <p>また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。 )又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。 )とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,990,875,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 本新株予約権の行使期間</p> <p>平成28年9月26日(当日を含む。)から平成29年1月11日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)のものとする。)</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 京都支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(4) 本スキームの特徴、[他の資金調達方法との比較]」に記載のとおり、公募増資等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、EVOLUTION JAPAN証券株式会社より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下、「本スキーム」といい、本新株予約権発行と本契約締結を総称して「本件」という。)は、下記「(4) 本スキームの特徴、[メリット]」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴、[デメリット]」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達をしようとするものであります。

#### (1) 資金調達の目的

本件の目的は、事業領域の拡大、収益基盤の強化及び既存事業への貢献を目指したM & Aを含む投資を強化することです。

当社は平成27年5月、新設を計画しているファンドへの自己出資持分の確保を目的として第7回新株予約権を発行し、その全てが行使されたことにより、計700百万円を調達いたしました。ファンド設立計画の遅れからその一部をファンド設立推進のための投資に充当することといたしました。ベンチャーキャピタルである以上、単体の売上構成においては、投資事業組合等管理収入が最も重要な位置を占めるものであり、ファンドの運用総額を維持し、投資事業組合等管理収入により固定的経費を賄う状態であることは、最も重要な経営指標であります。しかしながら、計画したファンド新設が遅延したことにより、平成28年1月以降このバランスが崩れた状況に至っており、前述した投資を有効に活用し、可能な限り早期に均衡を取り戻すべく活動しております。なお、設立推進への投資を開始した後、平成29年3月期に入り、京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合、ふくしま夢の懸け橋投資事業有限責任組合、こうべしんきんステップアップ投資事業有限責任組合の3ファンドを設立しております。

上述のとおり予断を許さない経営状態にある一方で、平成28年3月期は、ファンドの新設遅延がありながら投資先企業の上場等によりキャピタルゲイン及び成功報酬を計上したことで、10期ぶりの営業黒字を計上いたしました。平成29年3月期においても同様の事態が生じる可能性はありますものの、仮に投資先企業の回収により十分なリターンが得られず、かつファンドの新設も果たせない場合、営業赤字に逆戻りする恐れがあります。それぞれ十分に可能性があるとは言え、不確実性が高い限られた施策に困って立ち続けることは、将来的な企業価値を損ねるものとの認識に至りました。

上記を踏まえ、当社は平成28年1月の社長交代を機に、従来のベンチャーキャピタル業務の枠に収まらない事業展開を志向し、「100年継続企業を創る」というミッションを新たに掲げました。これまでベンチャーキャピタル事業に付随する収益獲得を謳ってはおりますが、これらはいくまでベンチャーキャピタル事業の損益の凹凸を埋めるための手段であり、収益の柱にすべく取り組んだものではありません。今回は、当社の事業そのものを、ベンチャーを介した資金運用・成長支援事業としてのベンチャーキャピタルから、事業やコミュニティが100年継続する、すなわちSustainability=持続可能性を持たせるためのエクイティサービスに転換するものであります。当該方針は、第18期有価証券報告書「第一部企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」において、ベンチャーキャピタル事業と親和性が高く収益の柱となり得る新規事業を構築すべく、事業会社や海外企業との提携模索、M & A等の施策を検討するとして記載したとおりであり、自社及び外部リソースを活用して提携及びM & Aの対象となる候補先のリストアップを進め、相互連携による企業価値向上施策の検討を進めてまいりました。その中で具体化したものについて、手元資金により対応可能であったP2B Investor Inc.、Community Funded Enterprises Inc.への出資についてはそれぞれ既に実行しておりますが、より大規模な投資を伴う事業を具体化するには、実現可能性を担保する資金の存在が必要不可欠であることから、資金調達を目的として本件の決議に至ったものであります。

本新株予約権の発行及び行使を通じた資金調達については、調達した資金の大半をM&A資金として充当いたします。投資対象となるのは、上場・未上場を問わず、事業の断絶を防ぎ円滑な継承を支援する事業承継、地域社会の課題を事業を通じて解決するCSV(Creating Shared Value)ソリューションの提供、クラウドファンディングやソーシャルレンディングといった新たなスキームを通じた金融機能等、ベンチャーキャピタルに限らないエクイティサービスの分野において実績と成長可能性、当社が有するリソースとのシナジーを有する事業会社であります。相互に機能を補完しながら、それぞれが独立採算で事業を運営し、当社グループの連結損益に貢献する事業を対象として想定しております。なお、買収資金確保という資金使途との関係で、現時点で具体的な買収対象企業が決まっている事実はありませんが、対象とする企業が見つかった後に必要な資金を調達している場合は、買収の時期を逸し、買収の不確実性が増すことにもつながりますので、予め買収のための資金を確保することが必要であると考えております。

本件により既存株主の皆さまには一時的に株式価値の希薄化が起こることとなりますが、M&Aを主とした今後の投資により事業領域が拡大することで、収益水準を大きく変動させていた市場環境の影響が相対的に弱まり、収益基盤が安定する他、事業間のシナジーが発揮されることで当社グループ全体の利益拡大が期待でき、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その51価格算定日後の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」という。)までの期間(以下、「全部コミット期間」という。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その26価格算定日後の日(当日を含む。)(以下、「部分コミット期限」という。)までの期間(以下、「部分コミット期間」という。)に、710,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。

かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性と、より早期の段階におけるキャッシュフローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由(上表「新株予約権の行使期間」欄第2項に定義する。以下同じ。)が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成28年12月8日(本新株予約権の発行日の51価格算定日目の日)であり、部分コミット期限は平成28年11月1日(本新株予約権の発行日の26価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに取引停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は後ろ倒しされることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」という。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。部分コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、部分コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)

なお、全部コミット期間及び部分コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

部分コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う部分コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。

また、全部コミット及び部分コミットに係る割当予定先の義務は、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらの義務の消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。



### 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、当社株価が日中においても変動が激しいため、取引所立会内における売買状況を反映するVWAP利用し、かかる当社株価の性質と本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。)を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)が修正後の行使価額となり、下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初2,779円とし、「下限行使価額」は当初927円としますが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、当該修正日における修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々々の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出される基準行使価額となります(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額が修正後の行使価額となります。)。当該上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額(ターゲット価格)、上限撤回価額及び下限行使価額は上記「(新株予約権の内容等) 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

### (3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4) 本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、以下の「(4) 本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

### (4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

#### [メリット]

##### 短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式1,775,000株)は、原則として平成28年12月8日までに全部行使(全部コミット)されます。

##### 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成28年11月1日までに、本新株予約権の40%(対象となる普通株式710,000株)の行使もコミット(部分コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュフロー確保を両立することが出来ます。

##### 割当予定先に株価下落インセンティブがない

「5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容」記載のとおり、株券の貸借なしで記載の行使コミットを設定し、かつ上限行使価額及び下限行使価額を定めており、割当予定先にとって株価下落局面より上昇局面の方が望ましい設計になっております。

##### 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,775,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

##### 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

##### 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,775,000株について、2,779円という上限行使価額(ターゲット価格)を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当先が投資家として早期にキャピタルゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

##### 資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

当社が新株を発行する場合、株式発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、当社に資金調達ニーズが生じ、新株式の発行による資金調達の準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当という形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

## [デメリット]

当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価上昇時の資金調達額の限界

上限行使価額(ターゲット価格)が2,779円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額はターゲット価格による調達額が上限となります。但し、上限撤回価額3,706円を超える場合にはその限りではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

## [他の資金調達方法との比較]

新株式発行による増資

## (a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1~2ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

## (b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかが不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## (c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が見つかっておらず、仮に見つかったとしても新株式の割当先が相当程度の議決権を保有するため当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。また、新株式の第三者割当増資のみによっては、資金調達の額が限定的となり、当社の将来的な資金需要を満たす金額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達方法の選択肢を整備する必要があると判断いたしました。

## MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかが本新株予約権以上に不透明であり、割当先が一社に特定され、その行使の動向を予想しやすい本新株予約権と比較した場合、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

#### 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本契約を締結いたします。  
また、当社と割当予定先は、本契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「第1募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」
  - (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求書の提出と同日付で同「新株予約権行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,990,875,000	20,400,000	2,970,475,000

- (注) 1. 上記払込金額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(30百万円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額2,960百万円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金、発行費用及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、次のとおりであります。払込金額に連動するものとして、本新株予約権の行使に伴う登記費用10.5百万円及び証券代行費用6.0百万円、払込金額に関係なく支出するものとして、価額算定及び調査費用2.7百万円、弁護士費用及び届出書作成費用等1.2百万円。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計2,970百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

## &lt; 本新株予約権発行による調達資金 &gt;

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M & A	2,016	平成28年9月～ 平成29年3月
海外事業への投資	500	平成28年9月～ 平成29年3月
借入金の返済	454	平成28年12月

- (注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

M & A : 2,016百万円

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社はM & Aを含めた事業提携を成長戦略の柱として掲げております。当社はこれまでにファンドからの投資、子会社設立を除き、事業会社にマジョリティ出資(出資比率が当該会社の発行済株式数の50%を超える投資)した実績はございませんが、広義のプライベートエクイティ投資における豊富な実績を有し、案件の具体化に合わせて専門的知見を有する人材を確保し得ることから、M & A推進に多大な懸念はなく、ベンチャーキャピタル事業との親和性を有しながらも単体の収益力を有する事業を買収することで、双方の成長を促進し、当社グループ全体の企業価値向上を目指すものであります。対象として想定している分野は以下4分野であります(a. ファンド組成につながるネットワークを有する先 b. 投資先の企業価値向上を支援するコンテンツ、機能を有する先 c. 地方創生に係るソリューションとなるコンテンツ、機能を有する先 d. フィンテック分野に展開し得るリソースを有する先)。上述のとおりM & Aを通じた収益の取り込みを喫緊の課題として掲げていることから、新株予約権の行使完了を待たずに案件の具体化を進め、可能な限り早期のクロージングを目指します。

なお、本号記載の資金使途に充当する金額は、具体的な買収企業が決まっていない現状はあるものの、特定候補先の買収を念頭に、未上場企業については直近のファイナンス履歴から算定した子会社化のための必要投資額、上場企業については直近の時価総額の51%として算定した金額に、上記専門人材を採用した場合に要する人件費の3年分を加えて算定したものであります。

海外事業への投資 : 500百万円

米国事業を統括する現地子会社の設立資金、投資資金、及び運営費用に500万米ドル(約500百万円)を充当いたします。まずは本日開催の取締役会において決議しております、平成28年9月中に実施予定の米国コロラド州フォートコリンズにおける現地子会社の取得資金及び運営費用に60万米ドルを充当いたします。また、投資資金については、当該現地子会社からの投資として、当社が本件に先行して平成28年6月に投資したP2Binvestor Inc.(本社:米国コロラド州デンバー、CEO: Krista Morgan)の持分100万米ドル(出資比率5.2%)、及び平成28年8月に投資したCommunity Funded Enterprises Inc.(本社:米国コロラド州フォートコリンズ、CEO:McCabe Callahan)の持分40万米ドル(出資比率5.5%)の買い取り(平成28年10月を目的)、提携先であるRockies Venture Club(本社:米国コロラド州デンバー、Managing Director: Peter Adams)と共同で設立を計画しているRockies Venture Fundを始めとした現地でのファンド設立に際してのGP出資(運用を委託する立場ではなく、ファンドの運用者としての出資)に平成28年から平成29年にかけて250万米ドル、並びに米国コロラド州にて複数展開するシェアオフィスのThrive Workplace(Thrive Workplace Solutions LLC.(本社:米国コロラド州デンバー、CEO:Charlie Johnson)が運営)と連携の上平成29年3月を目的にフォートコリンズ市にて設立を計画しているシェアオフィスの出店費用に50万米ドルを、それぞれ充当する計画です。なお、先行して投資した2社(P2Binvestor Inc.、Community Funded Enterprises Inc.)の現地子会社への持分譲渡に伴い当社が取得する資金については、先行出資分は元より当社の手元流動性から拠出したものであり、当社の運転資金に充当いたします。

上記各社の事業内容は、以下のとおりです。

P2Binvestor Inc.	ソーシャルレンディングサービスの提供
Community Funded Enterprises Inc.	クラウドファンディングプラットフォームの提供
Rockies Venture Club	エンジェル(ベンチャー企業に資金提供する個人投資家)ネットワークの運営
Thrive Workplace Solutions LLC.	シェアオフィスの運営

借入金の返済 : 454百万円

当社は現在基礎的な収支バランスが崩れた状態にあり、営業キャッシュフローにて財務キャッシュフローを賄っていないため、本件調達額の一部から銀行借入の全額を繰り上げて返済するものであります。また、これにより支払利息の負担が軽減する他、上記に記載したM & Aに投じる資金が不足した場合において、借入金により補填する余地が生じる可能性があります。

以上の施策を目的に、当社は平成28年9月8日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行預金で保管する予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND(エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりであります。 東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本真裕
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約72.6百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

##### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり中期計画上の投資に充当するための資金調達を検討するにあたり、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討いたしました。株価が大きく変動する中で資金調達を実施するに際して、割当先の条件として、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当先となり得る投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

当社と割当予定先とのあっせんを行うEVOLUTION FINANCIALグループのEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)からは、平成28年4月に最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、当該手法を用いた資金調達を行うには、EVOLUTION FINANCIALグループである割当予定先を選定するのが最善であると判断いたしました。

割当予定先は、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 有光 素生)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け、主としてアジア株を中心に運用を行うファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10, PMB #328 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。なお、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、1,775,000株です。

### (4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本契約において、下記の内容について定めます。

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。



#### (5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、割当予定先が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による平成28年8月31日時点の預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるEVO FUND及びそのアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券と面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨を直接間接に確認し、EVO FUND、その100%出資者であるEVO Feeder Fund、及びその100%出資者のEvolution Capital Investments LLC、そして、割当予定先の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、当社反社・反市場チェックルールに基づき日経テレコン21及びインターネット検索サイトを利用し、商号、氏名及び所在地についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検出されませんでした。また、割当予定先が海外法人であることを考慮し、現地メディア及びインターネット情報に関する調査、民事訴訟及び刑事事件履歴の確認、並びに風評調査を、企業調査、信用調査を始めとする総合調査を専門とする第三者調査機関である株式会社ディー・クエスト(東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル12階 代表取締役 脇山 太介)に依頼し、割当予定先として選定するに際しての健全性が疑われる事実がない旨の報告書を受領いたしました。なお、割当予定先からは反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。以上から、当社としては現時点において、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(トラスティーズ・アドバイザー株式会社、代表者：寺田 芳彦、住所：東京都千代田区永田町2丁目11番1号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、割引率について一定の前提を置き、割当予定先が取引コストを勘案の上、行使コミット条項に基づく全部コミット及び部分コミットを完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ13.6円～21.1円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を17円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成28年9月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会の意見として、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社から公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,775,000株(議決権数17,750個)は、平成28年6月30日現在の当社発行済株式総数7,104,600株及び議決権数71,024個を分母とする希薄化率は24.98%(議決権ベースの希薄化率は24.99%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金をM&A、海外事業への投資及び借入金の返済に充当する予定であり、投資対象相互及び既存事業間のシナジーを実現することで、当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆さまの利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は771,297株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数1,775,000株を、割当予定先の全部コミット期間である51価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は34,803株(直近平均6ヶ月平均出来高の4.5%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大1,775,000株(議決権17,750個)ですが、新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合(%)
EVO FUND	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands			1,775,000	19.99
(株)カネカ	大阪市北区中之島 2丁目3-18	1,102,400	15.52	1,102,400	12.42
MLI STOCK LOAN	Merrill Lynch Financial Centre 2 King Edward Street London E C1A 1HQ	120,600	1.70	120,600	1.36
マネックス証券(株)	東京都千代田区麹町2丁目 4-1 麹町大通ビル13階	72,907	1.03	72,907	0.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	Peterborough Court 133 Fleet Street London EC4A 2BB United Kingdom	71,500	1.01	71,500	0.81
今庄 啓二	滋賀県大津市	69,000	0.97	69,000	0.78
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	65,900	0.93	65,900	0.74
楽天証券(株)	東京都世田谷区玉川 1丁目14番1号	60,100	0.85	60,100	0.68
太田 和宏	大阪府高石市	58,800	0.83	58,800	0.66
(株)SBI証券	東京都港区六本木 1丁目6番1号	57,000	0.80	57,000	0.64
大下 悟	愛知県名古屋市中種区	56,800	0.80	56,800	0.64
計		1,735,007	24.43	3,510,007	39.54

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、平成28年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日時点の総議決権数(71,024個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(17,750個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
4. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)及び四半期報告書(第19期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年9月8日)までの間において発生した事業等のリスクの変更は以下のとおりであります。

#### < 第8回新株予約権の権利行使による株式価値の希薄化 >

当社は、平成28年9月8日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株予約権の行使の目的となる株式数は1,775,000株であり、当社発行済株式総数7,104,600株(総議決権数71,024個)に対する割合は24.98%(総議決権数に対する割合24.99%)となります。本新株予約権が行使された場合には、総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出

組込情報である第18期有価証券報告書の提出日(平成28年6月23日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成28年6月24日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、平成28年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役の過半数を社外取締役にすることで取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設及び監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

###### 第2号議案 監査等委員である取締役を除く取締役3名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役として、今庄 啓二、松本 直人、久原 研を選任するものであります。

###### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、木村 純、岡部 陽二、小川 忠久を選任するものであります。

###### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、津賀 弘光を選任するものであります。

###### 第5号議案 監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額を月額1,200万円以内(うち社外取締役分月額200万円以内)とするものであります。

###### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額200万円以内とするものであります。

###### 第7号議案 資本金の額の減少の件

減少する資本金の額

資本金の額2,416,155,488円のうち1,916,155,488円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を500,000,000円とするものであります。

資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年8月1日(予定)

資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

#### 第8号議案 資本準備金の額の減少の件

減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,130,605,839円のうち849,213,671円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を281,392,168円とするものであります。

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年8月1日(予定)

資本準備金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本準備金の額のみを減少するものであります。

#### 第9号議案 剰余金の処分の件

増加する剰余金の項目及び金額

その他利益剰余金 2,765,369,159円

減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 2,765,369,159円

効力発生日

平成28年8月1日(予定)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	出席議決権数 (個)	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	27,110	26,294	181		(注)1	可決 96.99
第2号議案 監査等委員である取締役を除く取締役3 名選任の件 今庄 啓二 松本 直人 久原 研	27,111 27,111 27,111	26,276 26,279 26,290	200 197 186		(注)2	可決 96.92 可決 96.93 可決 96.97
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 木村 純 岡部 陽二 小川 忠久	27,111 27,111 27,111	26,302 26,301 26,302	174 175 174		(注)2	可決 97.02 可決 97.01 可決 97.02
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任 の件 津賀 弘光	27,111	26,269	207		(注)2	可決 96.89
第5号議案 監査等委員である取締役を除く取締役の 報酬等の額設定の件	27,111	26,100	376		(注)2	可決 96.27
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設 定の件	27,111	26,171	305		(注)2	可決 96.53
第7号議案 資本金の額の減少の件	27,111	26,232	244		(注)2	可決 96.76
第8号議案 資本準備金の額の減少の件	27,111	26,219	257		(注)2	可決 96.71
第9号議案 剰余金の処分の件	27,111	26,226	250		(注)2	可決 96.74

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席議決権数は、議決権行使書による本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数(株主総会終了時点までに出席した全ての株主の議決権の数)の合計であります。
4. 賛成割合の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第18期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成28年6月23日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(百万円)	残高(百万円)	増減額(百万円)	残高(百万円)
平成28年4月1日～ 平成28年9月8日(注)	1,916	500	849	281

- (注) 当社は、平成28年6月23日開催の第18回定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を決議し、平成28年8月1日にその効力が発生しております。これにより、資本金及び資本準備金の額はそれぞれ1,916百万円、849百万円減少し、資本金及び資本準備金残高はそれぞれ500百万円、281百万円となっております。



#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月23日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第1四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月5日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第18期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年9月8日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
取締役会御中

### 京都監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高 田 佳 和 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浦 上 卓 也 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
取締役会 御 中

### 京 都 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 高 田 佳 和 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浦 上 卓 也 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 5 日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梶 田 明 裕 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浦 上 卓 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。